

消費税免税制度の改正により、免税手続きカウンター等の申請の受付が始まりました。 ～第 2 弾消費税免税制度の拡充～

1. 改正「外国人旅行者向け消費税免税制度」の概要

※制度の詳細は国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

I. 免税販売手続の委託を可能とする免税手続きカウンターの設置

○免税手続を免税手続きカウンターに委託することのできる「手続委託型輸出品販売場制度」が創設されました。この制度を活用すると、手続委託型輸出品販売場では通常のお客様と同様に外国人旅行者に販売し、免税手続について承認を受けた免税手続きカウンターに委託できるようになります。

・手続委託型輸出品販売場許可申請書：

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331_02.htm

・承認免税手続事業者承認申請書：

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331_03.htm

II. 外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する手続きを簡素化

○「事前承認港湾施設内への免税店の臨時出店に係る届出制度」が創設されました。これにより、港湾施設内への免税店の臨時出店を希望する事業者は、あらかじめ税務署長から臨時出店の承認を受けることにより、クルーズ船の寄港にあわせて前日までに届出書を提出すれば、免税店の臨時出店ができるようになります。

・事前承認港湾施設承認申請書：

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331_04.htm

III. その他

○2015 年 1 月より運用を開始した「船舶観光上陸許可」制度に伴い、免税手続の際に必要な旅券に代わるものとして、「船舶観光上陸許可書」が認められることとなりました。

2. 免税手続きカウンターシンボルマークの創設

○「免税手続きカウンターシンボルマーク」を創設します。このシンボルマークを表示することで、外国人旅行者に免税手続きをどこですればよいか、わかりやすく示すことができます。



※申請サイト：<https://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/tax-free-counter/agent/login.php>

情報発信サイト：<http://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/eng/index.php>

3. 消費税免税制度説明会の開催

○地方における免税店のさらなる拡大に向け、全国の地方ブロックごとに順次、消費税免税制度説明会を開催します。詳細は、今後あらためてお知らせ致します。

【お問い合わせ先】

観光庁観光戦略課 免税制度改革チーム

担当：森（内線：27-211）

TEL 03-5253-8111（代表）

03-5253-8322（直通）

国土交通省港湾局産業港湾課

担当：林（内線：46-451）

TEL 03-5253-8111（代表）

03-5253-8673（直通）